

製品安全データシート

整理番号 S - A - 0 5 2

化学物質など及び会社情報

製品名 三光硫黄粒剤（硫黄くん煙剤）
会社名 三光化学工業株式会社
住 所 東京都中央区日本橋本町 3 - 8 - 5
担当部署 本社 技術部
電話番号 TEL 03-3665-4800 Fax 03-3665-4805
緊急連絡先 三光化学工業株式会社技術センター
電話番号 TEL 0467-74-6931 Fax

組成、成分情報

化学名 : 硫黄
含有量 : 硫黄 99.85%
化学式 : S
化審法番号 : 元素のため対象外
CAS No. : 7704-34-9 [原体]
国連番号 : 1350 [原体]

危険有害性の要約

分類の名称 : 消防法 危険物第2類
危険性 : 酸化剤と接触するか、加熱された場合は、亜硫酸ガスが発生する可能性がある。
有害性 : 眼及び呼吸器系を刺激する。
過敏症の人は、皮膚につくと炎症を起こすことがある。

応急措置

眼に入った場合 : 洗浄は流水で15分以上洗眼し、医師の手当を受ける。
皮膚についた場合 : 応急措置は通常必要ない。必要であれば汚染された衣服・靴などを脱ぎ、大量の水又は石鹼を使って十分洗浄する。
吸入した場合 : 応急措置は通常必要ない。
飲み込んだ場合 : 応急措置は通常必要ない。

火災時の措置

消火方法 : 消火活動を優先させる。周辺火災の場合は容器を安全な場所に移す。
消火作業の際は必ず保護具を着用し、風上の離れた所から消火する。
火災にさらされた表面を冷却する。
消火剤 : 霧状の多量の水、炭酸ガス・粉末消火器

漏出時の措置

- § 風下の人を退避させ、着火源となるものを速やかに取り除く。
- § 作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業をしない。
- § 漏出物は空容器に出来るだけ回収する。
- § 回収物は廃棄の専門業者に委託処理する。

取扱い及び保管上の注意

取扱い：

- § 粉塵のたたないように十分注意する。
- § くん煙時に煙を吸入しない様、保護具を着用して作業する。
- § 手洗い・洗眼設備を設けて、取扱い後はよく洗う。

保 管：

- § 指定数量100Kgを越えるものは、消防法に基づく危険物倉庫に保管する。
- § 直射日光を避け、乾燥した冷暗所に密閉して保管する。
- § 火気厳禁。
- § 塩素酸塩又は過塩素酸などの酸化剤と同じ場所で保管しない。

暴露防止措置

- 許容濃度： A C G I H (1991~1992年版)：設定されていない。
- 設備対策： 局所排気装置を設置する。
- 保護具： 呼吸用保護具 - 防毒マスク(防じん用)
防毒マスク(亜硫酸・硫黄用)[燃焼時]
保護メガネ - ゴーグル型
保護手袋 - 必要に応じて着用する。
保護衣 - 必要に応じて着用する。

物理的及び化学的性質

- 外 観：淡黄色顆粒 無味，無臭。
- 融 点： 114.5
- 沸 点： 444.6
- 引火点： 207.2 [密閉式]
- 発火点： 255
- 比 重： 2.07
- 溶解度： 水に不溶。アルコールに難溶。二硫化炭素に溶ける。
- 引火性：常温ではその危険性は無い。
但し燃焼性があるので火気に注意する。
- 自己反応性・爆発性：なし。
- その他：燃焼時には有害な亜硫酸ガスを発生する。

安定性及び反応性

- 安定性・反応性：安定であり危険な重合物を生成しない。
- 酸化性：大気中の水分によって表面が次第に酸化されて硫酸などが微量生成する。
この遊離酸により金属類を酸化させる。
- 爆発性： 爆発限界 上限：46% 下限：3.3%

有害性情報

- 急性毒性：
急性経口毒性(ラット・マウス)[原体]
LD₅₀ - - - - 共 5000mg / Kg 以上
- 刺激性： 眼 - 軽度の刺激性あり 皮膚：中等度の刺激性あり
- その他毒性(亜急性毒性・慢性毒性・がん原性など)：報告データ無し

環境影響情報

分解性：なし。

魚毒性：通常の使用方法では、その該当がない。

廃棄上の注意

指定専門業者による廃棄。

輸送上の注意

- § 危険物第 1、3、6 類との混載禁止。
- § 輸送時には容器の傷みのないことを確認し、転倒・落下・損傷が無いように積み込み、荷崩れを防止する。
- § 運送の際は雨水の浸透を防止する為の被覆などをすると共に、容器が転落しない様に積載し、休憩時などの盗難・紛失に注意する。
- § 火気注意
- § 0.3 M × 0.3 M の地が黒の板に黄色の塗料にて「危」と表示したものを車輛の前後見やすい箇所に掲げなければならない。

適用法令

農薬取締法：殺菌くん煙剤

消防法：第 2 条危険物 第 2 類に指定

航空法：

港則法：施行規則 第 1 2 条危険物に指定(溶融物のみ)

大気汚染防止法：第 2 条ばい煙に指定

危規則：第三条告示別表第 6 可燃性物質に指定

その他 危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱は十分に注意して下さい。
注) 上記の情報は、新しい知見により、改訂されることがあります。

作成年月 2003年3月12日